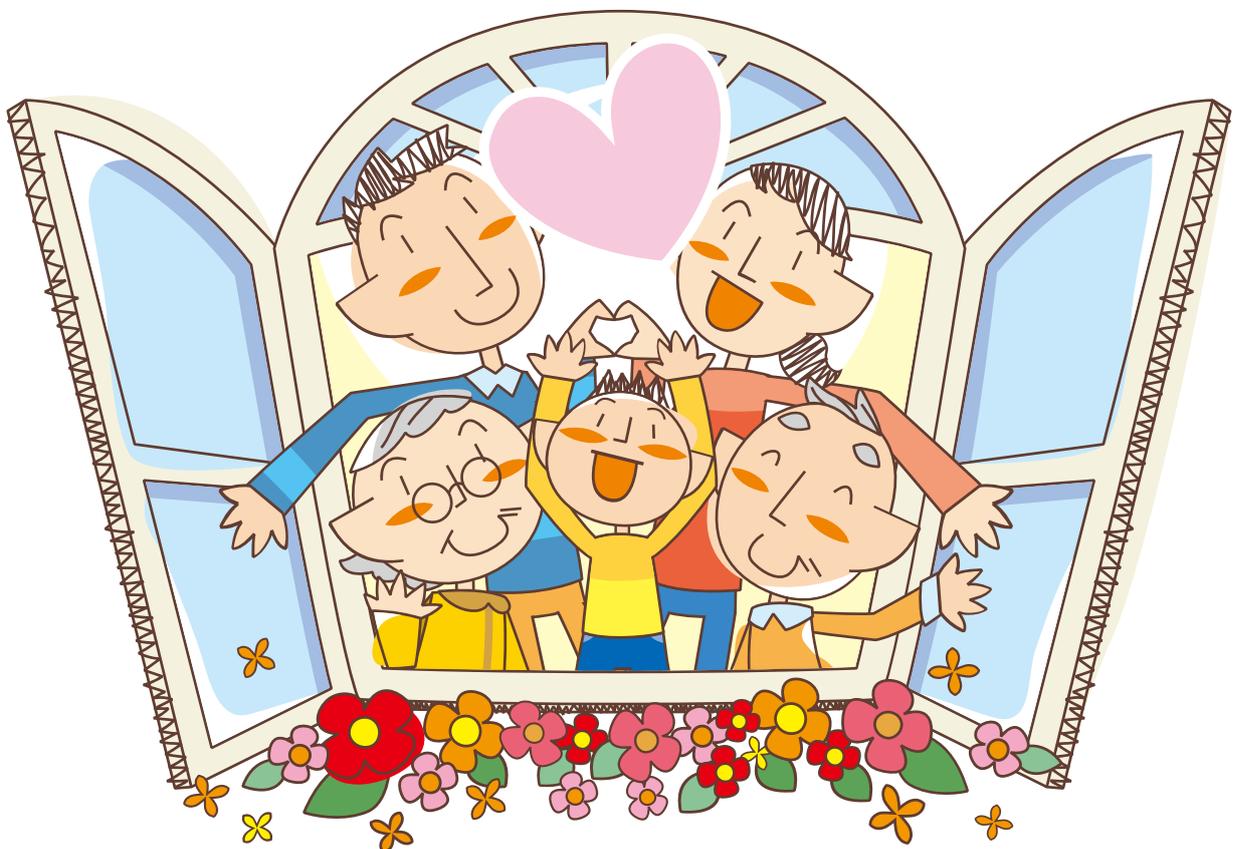


令和3年度版

福祉のてびき



古座川町 健康福祉課

福祉サービスについての 「てびき」をつくりました

この冊子は、古座川町保健福祉センター内において実施している福祉サービスについて、その概要をまとめたものです。ご不明な点がございましたら、各関係機関にお気軽にお問い合わせください。



高齢者福祉事業

要介護者等短期入所事業	1
食の自立支援事業（配食サービス）	2
外出支援サービス事業	3
福祉車両貸与事業	4
家族介護用品給付事業	5
家族介護慰労手当	6
住環境整備事業	7
緊急通報システム運営事業	8
ハンドル形電動車いす（電動カート）購入費補助事業	9
冷房機器（エアコン）購入費等補助事業	10
地域ささえあい活動支援事業	11

障害者福祉事業

日常生活用具給付等事業	12
補装具支給制度	13
古座川町障害児（者）福祉年金	14
和歌山県障害者等用駐車区画利用証制度	15
有料道路における障害者割引制度	15
NHK放送受信料の免除制度	15
福祉車両購入費助成事業	16
福祉車両改造費助成事業	16
ヘルプマーク	17

その他の事業

百歳祝金支給事業	18
介護職員初任者研修受講事業	18
介護人材育成支援事業	18

その他の案内

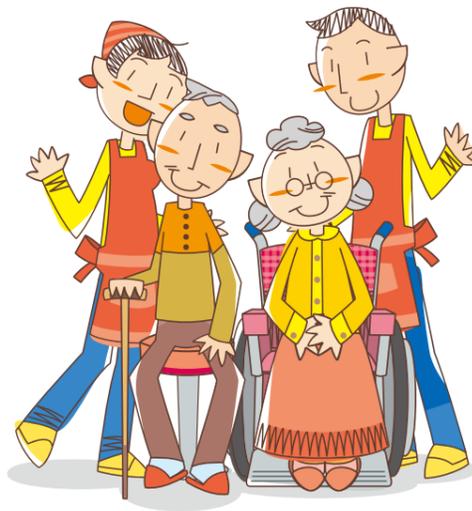
古座川町地域包括支援センターとは？	19
古座川町社会福祉協議会が実施する主な独自事業	20
連絡先一覧	裏表紙

安心できる生活のためにこんなサービスがあります

高齡者福祉事業

要介護者等短期入所事業

要介護認定者で介護保険による短期入所生活介護サービスを、区分支給限度基準額内では対応できないサービス利用分について給付を行います。



年間利用日数 30 日を上限

対象者

要介護認定を受けている方

利用料（1日あたり）

住民税非課税世帯	2,960 円
住民税課税世帯	6,130 円
生活保護世帯	300 円
送迎（1回）	184 円

食の自立支援事業（配食サービス）

利用者対象者の心身の状況や生活環境及び本人等の希望により、必要と認められた方に対し、定期的に居宅に訪問して栄養バランスの取れた食事の提供と安否確認等を行います。



高瀬会配食サービスセンター（主に「高池・明神・小川・三尾川地区」にお住いの方）
月～土、1日2食上限（昼食又は夕食）

高齡者生活福祉センター「ささゆり」（主に「七川地区」にお住いの方）
月～金、1日1食上限（昼食のみ）

対象者

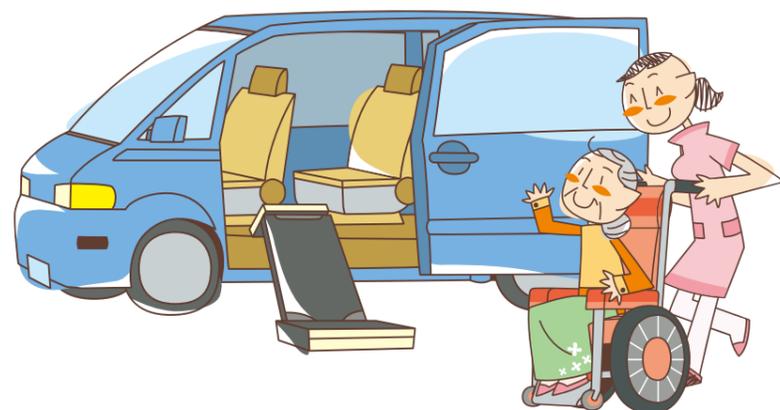
概ね 65 歳以上の単身世帯、高齡者のみの世帯の方

利用料（1食あたり）

500 円

外出支援サービス事業

加齢、障害等により外出に不自由のある方に対し、居宅等から医療機関や、指定通所介護等事業を提供する施設に移送することにより、在宅高齢者等の保健福祉の向上を図ることを目的とします。



対象者

(1) 要介護認定を受けている方のうち

- ・一人暮らし高齢者等の方
- ・夫婦のみの世帯に属する高齢者等及び高齢者等以外の世帯員がいる世帯で送迎する方がいないか、又は送迎用車両を所有していない世帯の高齢者等の方

(2) 指定通所介護等事業を利用する高齢者等の方

利用回数

月2回以内（通所介護等事業への送迎については週2回以内）

利用料

無 料

福祉車両貸与事業

要介護認定者及び身体障害者の家族等が当該要介護認定者等を外出させる場合に、車椅子用の福祉車両を貸与することにより利便性の向上を図ります。（車いす軽自動車とストレッチャー付き移動車の貸し出しが可能です。）



貸出要件

町内に住所を有し、現に居住する方で、次に該当する要介護認定者を介護する方となります。

- (1) 要介護認定者を介護する家族
- (2) 下肢又は体幹機能障害で身体障害者手帳の交付を受け、移動等に介助を要する方

貸与期間

3日以内

利用料

無 料

家族介護用品給付事業

在宅の要介護高齢者を介護する家族に、紙おむつの介護用品を給付することにより、経済的負担の軽減を図ります。



対象者

- ・ 町内に住所を有し現に居住する者で、要介護認定を受けている常時失禁状態にある在宅高齢者を介護する家族の方
- ・ 町県民税非課税世帯の方

給付金額

年間3万円を上限

家族介護慰労手当

在宅において、重度要介護高齢者等を介護している方に対し手当を支給します。



重度要介護者等の要件

- ・ 本町に6ヶ月以上住所を有し、現に居住する方
- ・ 要介護4又は5の方
- ・ 身体障害児（者）で、介添えがなければ食事排泄等の日常生活に著しく支障のある方

受給者の要件

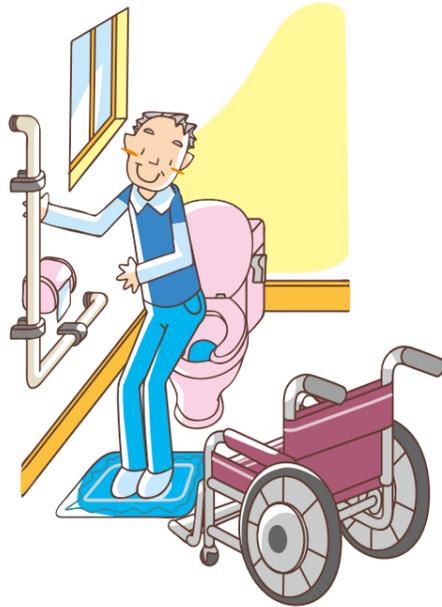
- ・ 重度要介護者等と生計を共にし、介護している方
- ・ 本町に6ヶ月以上住所を有し現に居住する方
- ・ 町県民税非課税世帯の方

手当の額

一人につき月額7,000円

住環境整備事業

居住する居宅周辺の道路及び通路の整備、又は居宅の改修に要した費用の補助を行い、日常生活の安定を図ります。



対象者

- ・ 障害者手帳3級以上の所持者又は概ね65歳以上の高齢者の同居する世帯の方
- ・ 所得税非課税世帯の方

補助金額

道路等の整備事業 …………… 事業費1万円以上100万円限度
居宅の住宅改修事業 …………… 事業費20万円限度
(補助率はいずれも補助対象額の1 / 2)

緊急通報システム運営事業

一人暮らしの高齢者や重度身体障害者等の急病や事故等の緊急事態に対処するため、緊急通報システムの装置を貸与することにより、日常生活における不安の解消及び安全の確保に努めています。



対象者

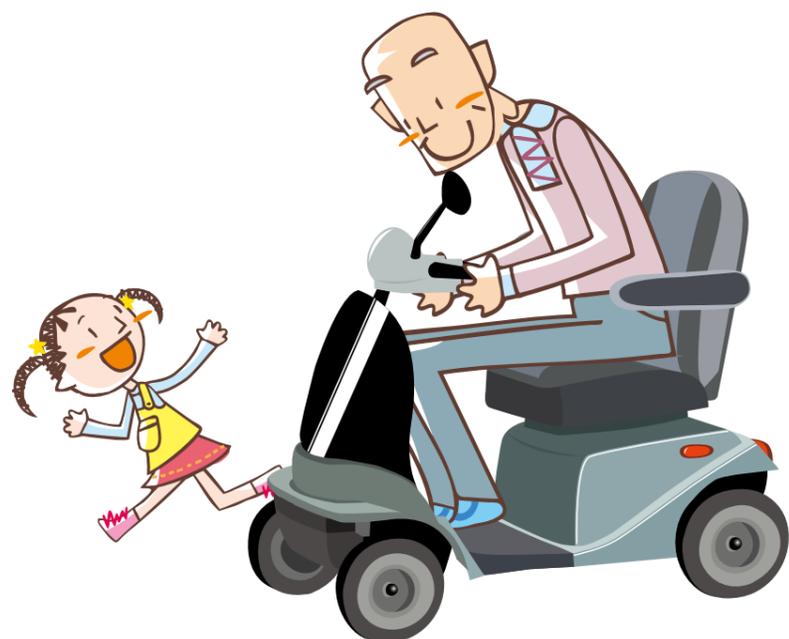
- ・ 65歳以上で身体病弱な独居高齢者の方
- ・ 重度身体障害者で一人暮らしの方
- ・ その他町長が必要と認めた方

利用料

無 料
※平常時の見守りとして、コールセンターから月に2回電話（お元気コール）があります。

ハンドル形電動車いす（電動カート）購入費補助事業

運転免許の自主返納など、様々な状況により交通手段が不足している方を支援するため、電動カートの購入費を補助することで、外出の際の利便を図ります。



対象者

- ・在宅で町内に住所を有し、かつ、居住している65歳以上の方
- ・町県民税非課税世帯の方
- ・電動カートがないと、一人で買い物や外出等が困難な方

補助金額

購入に要する費用（上限30万円）の3分の2以内
※最大20万円まで交付します。

冷房機器（エアコン）購入費等補助事業

エアコンを設置していない場合等の購入・設置の費用、また修繕にかかる費用に対し補助金を交付することで熱中症対策を行います。



対象者（町県民税非課税世帯で次のいずれかに該当する方）

- ・65歳以上の高齢者のみの世帯の方
- ・18歳未満の者を扶養しているひとり親世帯の方

補助対象経費

- ・購入費用
- ・設置費用
- ・修繕費用

補助金の額

購入に要する費用（上限12万円）の1/2以内
※最大6万円まで交付します。

地域ささえあい活動支援事業

地域住民が主体となって運営する「住民同士が気軽に集える居場所」づくりを支援することで、「ささえあい」の体制づくりの推進を図ります。



対象者

原則月1回以上の開催があり、参加者の半数以上が65歳以上の団体

補助対象となる活動内容

運動機能向上・地域交流を目的としたレクリエーション

補助金額

立ち上げに関する補助…最大7万円（1ヶ所につき1回のみ）

運営に関する補助 …参加人数：3人～9人→最大2万5千円/年度

参加人数：10人以上 →最大3万5千円/年度

障害者福祉事業

日常生活用具給付等事業

在宅の重度障害者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。



対象者

当該用具を必要とする重度障害児（者）の方

自己負担

原則1割負担

対象種目

- ・特殊寝台
- ・特殊マット
- ・入浴補助用具
- ・ストーマ装具 など

補装具支給制度

日常生活を送る上で必要な補装具の購入または修理に必要な費用の一定額を支給します。



対象者

- ・当該用具を必要とする重度障害児（者）の方
- ・障害者手帳をお持ちの方で、各品目の対象となる方
(手帳がなくても医師が必要と認めれば、支給決定となる場合があります。)

自己負担

原則1割負担

対象品目

- ・車いす（電動車いす含む）
- ・歩行器
- ・補聴器
- ・義肢 など

古座川町障害児（者）福祉年金

障害児（者）の生活の安定と福祉の増進のために福祉年金を支給します。
(障害年金とは異なり、古座川町の事業です。)



対象者

身体障害者手帳	1級
療育手帳	B1・A2・A1
精神保健福祉手帳	2級・1級
特別児童扶養手当	1級

支給金額

1人につき月額3,000円を年2回に分けて支給します。

和歌山県障害者等用 駐車区画利用証制度



移動に配慮が必要な方が使いやすい駐車場の仕組みとして、障害者等用駐車区画（車いす使用者用駐車区画、ゆずりあい駐車区画）をご利用いただくために、利用証を交付します。

対象者

- ・身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳所持者のうち交付要件に当てはまる方
- ・その他 難病患者、要介護高齢者、妊産婦、けが人など

有料道路における 障害者割引制度



割引申請することにより、有料道路料金の半額が割引されます。

対象者

- ・障害者ご本人が運転される場合
身体障害者手帳の交付を受けているすべての方
- ・障害者が同乗される場合
身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けており、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額第1種と記載されている方

NHK放送受信料の 免除制度



免除申請をすることにより、NHK放送受信料が免除されます。

対象者

- ・身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳をお持ちの方
手帳の等級、世帯の状況によって全額免除もしくは半額免除となります。(収入により、対象外となる場合があります。)

福祉車両 購入費助成事業



重度の身体障害者の社会参加活動を容易にし、自立の促進を図るため、福祉車両の購入に要する費用の一部を助成します。

対象者

- ・4級以上の上肢、下肢又は体幹機能障害の身体障害者手帳を所持する方
※所得の状況等により対象外となる場合があります。

助成金の額

福祉車両購入価格と通常車両販売価格との差額経費（10万円限度）

福祉車両 改造費助成事業



重度の身体障害者の社会参加活動を容易にし、自立の促進を図るため、自動車の改造に要する費用の一部を助成します

対象者

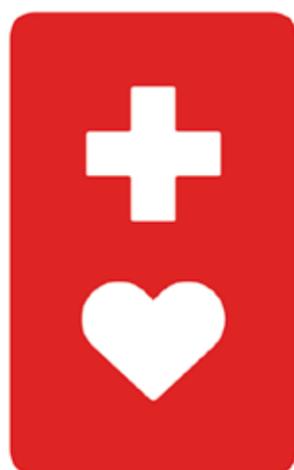
- ・4級以上の上肢、下肢又は体幹機能障害の身体障害者手帳を所持する方
※所得の状況等により対象外となる場合があります。

助成金の額

車両の改造に要した費用（10万円限度）

ヘルプマーク

援助や配慮が必要としていることが外見では分からない方々が、周りに配慮を必要なことを知らせることで援助を得やすくなるように作成されたマークです。



対象者

外見からはわかりづらい障害等があり、援助や配慮を必要としている方
全て

例：義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方、精神疾患・知的障害をお持ちの方など

(障害者手帳がなくても申請できます。)

その他の事業

百歳祝金支給事業



対象者

- ・町内に引き続き6ヶ月以上居住し、かつ、本町の住民基本台帳に記載されている方
- ・満百歳に達した方

祝金の額

5万円

介護職員初任者研修受講事業

介護職員の資質向上及び安定的な人材確保を図ることを目的としています。

対象者

- ・介護職員初任者研修課程を修了している方
- ・古座川町に住所を有し、町内に在住している方
- ・町内の介護保険サービス事業者に就業中又は就業予定の方

補助金の額

補助対象経費の1/2以内(上限5万円)

介護人材育成支援事業

令和3年度より介護人材の確保・育成に取り組む介護サービス事業者(法人)に対して支援を行います。令和3年度(第1弾)では、介護福祉士の育成とキャリアアップを目的に「介護福祉士実務者研修」について支援します。

対象者

- ・本町に住所を有し、介護サービス事業所を運営する法人

補助金の額

補助対象経費の1/2以内(上限100万円)

古座川町地域包括支援センターとは？

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者の方を介護、福祉、医療、権利擁護など様々な面からサポートするために設けられた総合相談機関です。お気軽にご相談ください。

連絡先

古座川町地域包括支援センター

TEL 0735-67-7611
(古座川町保健福祉センター内)

介護予防支援及び 介護予防ケアマネジメント

- ・みなさんの心身の状態に合わせて、介護予防の支援をします。
- ・65歳以上の方で介護予防サービスの利用・支援やケアプラン作成などのお手伝いをします。

権利擁護

- ・虐待の防止
- ・悪質商法の被害防止
- ・成年後見制度活用支援 など

総合相談支援

- ・「認知症や介護サービスのことを教えてほしい」「どこに聞けばよいか分からない」など様々な相談に対応します。
- ・高齢者の生活全般に関する相談、高齢者の家族や地域住民の方などからの相談に専門職員が対応します。

ご希望がある場合等はお自宅に向きご相談をお伺いします。

気長に気楽に
ささえあい
えび太とめざそう
健幸長寿



地域包括支援センター
イメージキャラクター「えび太」くん

古座川町社会福祉協議会が 実施する独自事業



シルバー人材センター

様々なお仕事を請け負います。(草刈りや清掃など)

1時間 1,000円～1,400円



診療所患者送迎事業

明神、小川へき地、田川へき地診療所への送迎を行います。



要介護者見守り事業

住み慣れた土地で安心して暮らせるよう定期的に訪問を行います。
訪問対象者：介護保険要支援、要介護認定を受けていない65歳以上の方



ふれ愛カフェ・よりみち

各地域を巡回し、気軽に交流できる場の提供を行います。



連絡先一覧

古座川町保健福祉センター内 〒649-4223 和歌山県東牟婁郡古座川町川口 254-1	
古座川町役場 健康福祉課	TEL 0735-67-7112
	FAX 0735-72-0172
古座川町地域包括支援センター	TEL 0735-67-7611
	FAX 0735-72-0172
古座川町社会福祉協議会	TEL 0735-72-3719
	FAX 0735-72-1611

